

令和5年9月21日

お知らせ

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、下記のとおり、産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 被処分業者（産業廃棄物収集運搬業）

大分県大分市下郡北三丁目10番17号

小まわり商會有限公司

取締役 野崎 啓治

2 処分日

令和5年9月21日

3 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業許可の取消し

4 行政処分の理由

小まわり商會有限公司の役員が懲役刑（執行猶予付き）の処分を受け、その確定日から5年を経過していないことが判明した。

この事実により、同役員は法第14条第5項第2号ニ（同号イに規定する法第7条第5項第4号ハに該当）に該当し、当該事業者が、法第14条の3の2第1項第4号の産業廃棄物収集運搬業許可の取消事由に該当するに至ったため。

【問い合わせ先】

生活環境部循環社会推進課

廃棄物監視指導班

担当：課長 嶋崎 晃

主幹 隈田 昌樹

電話番号 097-506-3134・3129